

平成30年度 個人町県民税について

税額の計算

個人町県民税は均等割額と所得割額の合計額です。

均等割

均等割の税額は、所得の多少に関わらず一定の金額となります。

・町民税 3,500円 ・県民税 2,200円

所得割

所得割の税額は、前年の1月1日から12月31日までの所得金額(収入－必要経費)をもとに計算されます。

課税所得金額(所得金額－所得控除額)×税率10%(町民税6%＋県民税4%)－税額控除額＝税額



町県民税が課税されない人

①均等割・所得割とも課税されない人(全部非課税)

- ・生活保護法による生活扶助を受けている人
- ・障害者、未成年者(既婚者を除く)、寡婦寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の人(給与収入の場合204万4千円未満)

②均等割が非課税の人

分離譲渡所得の場合、特別控除前の金額で計算します。

- ・扶養がない場合
前年中の合計所得金額が28万円以下の人(給与収入の場合、年収93万円以下)
- ・扶養がいる場合
前年中の合計所得金額が28万円×(本人＋配偶者＋扶養親族数)＋17万円以下の人

③所得割が非課税の人

- ・扶養がない場合
前年中の総所得金額等35万円以下の人(給与収入の場合、年収100万円以下)
- ・扶養がいる場合
前年中の合計所得金額が35万円×(本人＋配偶者＋扶養親族数)＋32万円以下の人

【Q & A】

Q1. 今年働いていないのに、なぜ町県民税がかかるのですか？

A1. 前年中(1～12月)の所得に対して課税されるためです。

Q2. 現在は上三川町に住んでいないのに、なぜ上三川町に町県民税を納めるのですか？

A2. 1月1日(賦課期日)現在で住所のある人に対して課税されます。新しい住所地では課税されません。

Q3. 2月に亡くなったのですが、なぜ町県民税がかかるのですか？

A3. 1月1日(賦課期日)現在で住所のある人に対して課税されます。年の途中で死亡された方でも納税義務は消滅せず、その年度の町県民税は相続人に納付していただくかなければなりません。

全期分の納付書は廃止となりました

全期(全ての期別)分を一度に納める場合でも、期別ごとの納付書をお使いくださるようお願いいたします。

▶問い合わせ先＝税務課 住民税係 ☎569122

国民健康保険税の低所得世帯の軽減措置について

●軽減が拡充されました

世帯の所得が少ない場合は、均等割額及び平等割額が7割、5割、2割に軽減される措置が適用されます。平成30年度から、5割、2割の軽減世帯の基準額が上げられました。

世帯主とその世帯の被保険者及び特定同一世帯所属者 ^(注) 全員の前年の所得の合計金額が、下記の場合。()内は旧基準額。	
7割軽減	33万円 以下の世帯
5割軽減	33万円 + <u>27万5千円</u> × 被保険者数 (33万円 + <u>27万円</u> × 被保険者数)
2割軽減	33万円 + <u>50万円</u> × 被保険者数 (33万円 + <u>49万円</u> × 被保険者数)

注) 特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療制度へ移行された方で、継続して同一世帯に属する方をいいます。ただし、世帯主を変更した場合、その世帯員でなくなった場合、後期高齢者医療制度へ移行してから5年が経過した場合は、特定同一世帯所属者ではなくなります。

●賦課限度額が変わります

平成30年度分の国民健康保険税の課税限度額(課税の上限額)が下記のとおり変更となります。なお、医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の税率の変更はありません。

	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分(40~64歳)
改正前(平成29年度)	520,000円	170,000円	160,000円
改正後(平成30年度)	540,000円	190,000円	160,000円

▶問い合わせ先=税務課 住民税係 ☎**56**9122

在宅介護支援センターによる介護予防教室のご案内

今日の元気を明日の元気に!! おおむね65歳以上の方を対象に介護予防教室を実施します。みんなで楽しく活動しましょう。みなさまの参加をお待ちしています。

日にち	時間	内容	場所	申し込み
6月13日(水)	午前10時~正午	音楽・体操	西汗下公民館	友愛苑 ☎ 56 8885
6月28日(木)			上三川いきいきプラザ	ふじやまの里
7月3日(火)		楽しく体操	坂上コミュニティセンター	☎ 56 0958
7月3日(火)		おやつ作り	薄市公民館	トータスホーム ☎ 52 2220
7月4日(水)		工作・手芸	桃畑公民館	友愛苑 ☎ 56 8885

▶問い合わせ先=保険課 高齢者支援係 ☎**56**9102